

議案第9号

九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について
令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散することに伴い、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、次のとおり
関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議
決を求める。

令和7年6月2日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

九十九里地域水道企業団が保有する財産の全てを千葉県企業局に承継する。